



**電子行政研究会
「CIO法(試案)」について**

**2010年12月14日
上瀬 剛
(株式会社NTTデータ経営研究所)**

内閣を動かすのは法律

行政を最終的に執行するのは、内閣総理大臣を長とする内閣。内閣の最大の任務は法律の執行と法律による行政組織の掌握

日本国憲法 第5章（内閣）より

第65条 行政権は、内閣に属する。

第73条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 1. 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。**
- 2. 外交関係を処理すること。**
- 3. 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。**
- 4. 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。**

➡ **法律上の裏づけがない行政は力が弱いといえる**

電子行政における法律とは

当然、電子行政も、様々な分野で直接的あるいは間接的に法律の影響を受けている。そうした環境の中、ITにとって制約要素として捕らえがちな法律を、より前向きに活用できないかというのが本日の趣旨の一つである

制約要素、ルールとしての法律

個人情報保護法

住民基本台帳法

税法

財政法

力を発揮するための法律

IT基本法

IT書面一括法

e-文書法

➡ それなのに電子行政が十分力が発揮されていないのは・・・

電子行政の課題を法律面から見ると・・・

電子行政の遅れについては、様々な要因が指摘されている。これを法制度の面から見ると、
①強制力の弱さ、②法律の裏にあるビジョン、ゴールの欠如、③「霞ヶ関文化、ルール」を前提とするゆえの限界 などがあげられよう

強制力の弱さ

「IT基本法」は、ITの活用を関係機関に協力要請する緩く、かつ抽象的な法律

ビジョン、ゴールの欠如

紙が前提の手続き、業務を部分的に電子にすることで満足していないか
部分最適がおきていないか

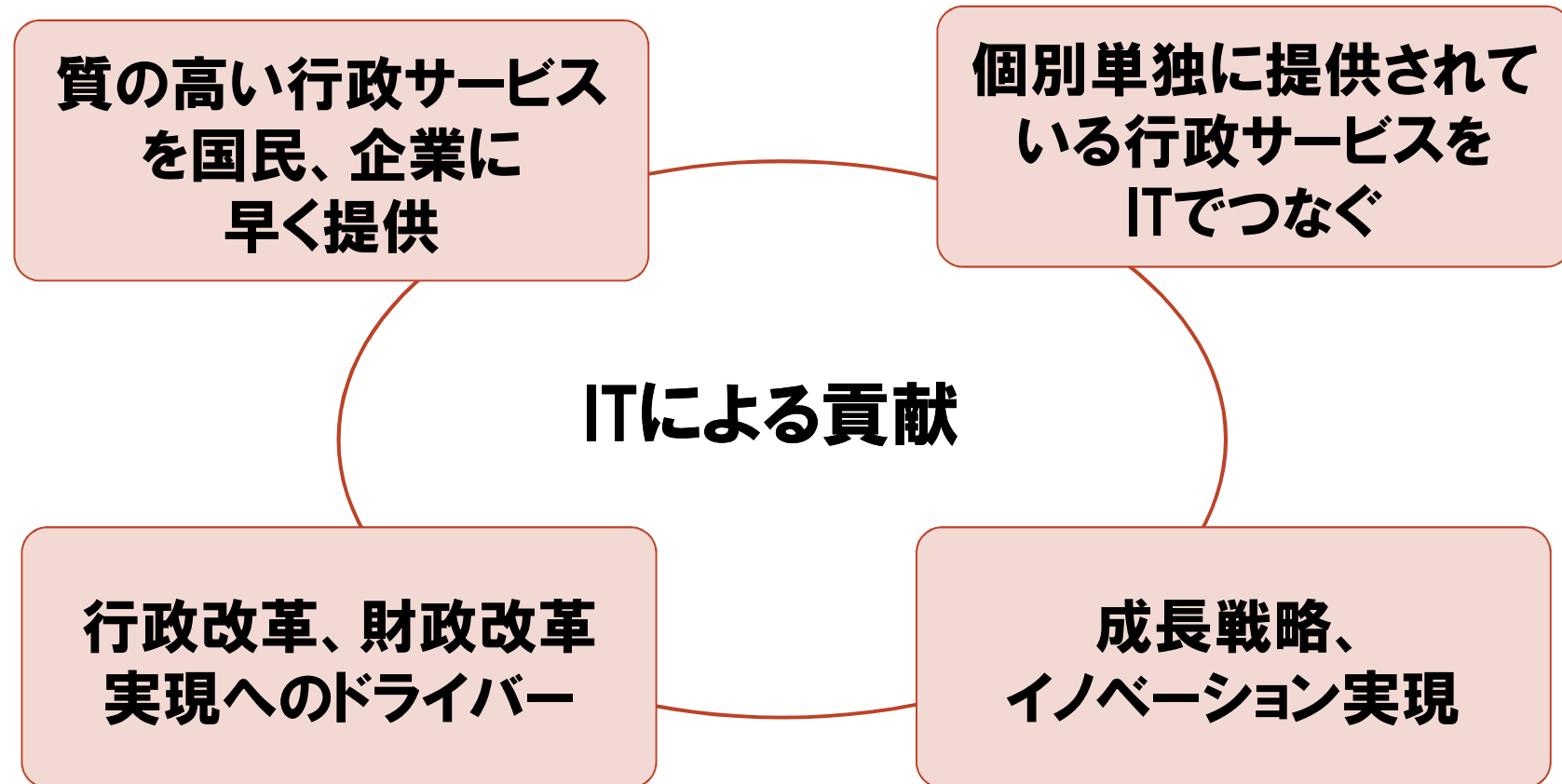
霞ヶ関ルール

「予算単年度主義」「府省間の重複業務、縦割り」前提では成果が発揮できない

➡ ③は特に難しい。しかし動かせるところから動かしてみよう！

法基盤の整備による志

こうした現在の電子行政を取り巻く法制度環境からの脱却を目指すにあたっては、ITで何を
目指すかに関する高い志が必要となる。



なぜCIO法に着目したか

CIOは本来であれば、ITの強みを生かして、行財政改革や行政サービスの向上を府省、部署横断で実現する旗振り役になるべき存在。しかし現時点ではとてもその役割を担っていないことから、法制度の整備の必要性を考えたところ

根拠規定(「各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議について」)

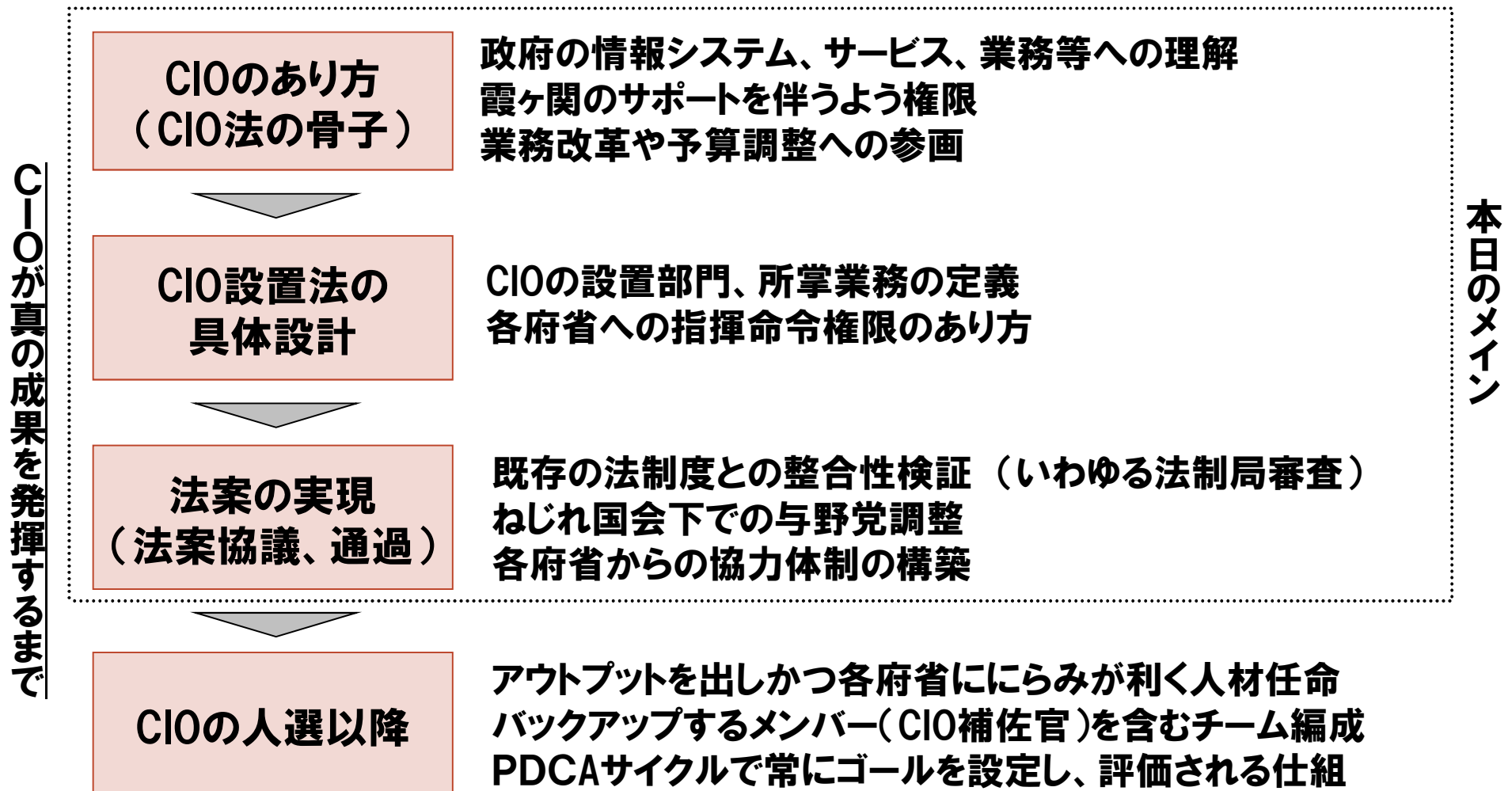
関係行政機関相互の緊密な連携の下、政府全体として情報化推進体制を確立し、行政の情報化等を一層推進することにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く

→各省の局長級。会合は2ヶ月に1回程度だが、多くが持ち回り開催(書面上の会議のみで、実際には開かれていない)。政府に数あまたある「ナントか連絡会議」の一つで、CIOの任務、ゴール、責任などが無い状態。

CIO法の設置によって、CIOの任務、責任を明確化し、CIOとしての働きを活性化させる必要がある

CIO法制定のプロセス

ただし、CIO法はそれ自体が目的ではなく、新たに任命されるCIOが実力を発揮し成果が出されるところがゴールであることを忘れてはならない。



目指すべき政府CIO像

電子行政研究会で提言しているCIOの役割が、CIO法成立に向けた立脚点となる

当研究会で目指すべき政府CIO像

**国家経営の幹部として、府省横断的に業務プロセスの改革
ひいては行政改革を管理し、情報資源を計画し、プロジェクトを実施するチームのリーダー**

当たつてのポイント
CIO法制定に

幹部

いわゆる局長級等の高いレベルの職位

府省横断

府省横断で関与できる部署であるとともに、他府省への指揮権限、調整権限を持たせる

業務プロセス、
業務改革

所掌範囲として、IT(情報システム)にとどまらず業務に踏み込む点が明確

チームリーダー

CIOをサポートするメンバー及びその集合体について権限等を明確にする必要性

目指すべき政府CIO像

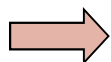
新たに任命されるCIOは、その職位が用いる権限を行使するのみならず、自治体との間での技術標準(プロトコル)の決定権を行使し、かつオープンにすることで、民間も含む日本全体情報システム、サービスの活性化を目指していく

環境、業務、技術の進化に柔軟に対応できる技術
(疎結合なシステムの構築)

システムの特性に応じた柔軟な調達の実施

クラウドコンピューティング等、環境、ニーズに合わせた
最新の技術の導入

オープンガバメント実現による
新たな民間サービスの創出



CIOはCTOでもある

CIO法(試案)・・・概要

以上のようなCIOのあり方への見解、CIO法のポイントを踏まえて、CIO法(試案)を作成した。作成に当たってのポイントは以下のとおり

CIO法のポイント

既存法体系との
整合性

行政機関に関する法律は、「内閣法」等既存法律で既に体系化されていることから、これらの中で位置づける必要

府省間、府省内
の区分

府省間調整を図るCIO機能と府省内を管理するCIO機能それぞれの重要性を認識した上で、両者の調整による政府全体としてのCIO機能強化を図る

業務、予算、政
策立案関与の明
文化

情報システムの整備のみならず、府省の業務や、IT予算の編成から評価への関与、政策立案への参画・貢献等を法律上明記

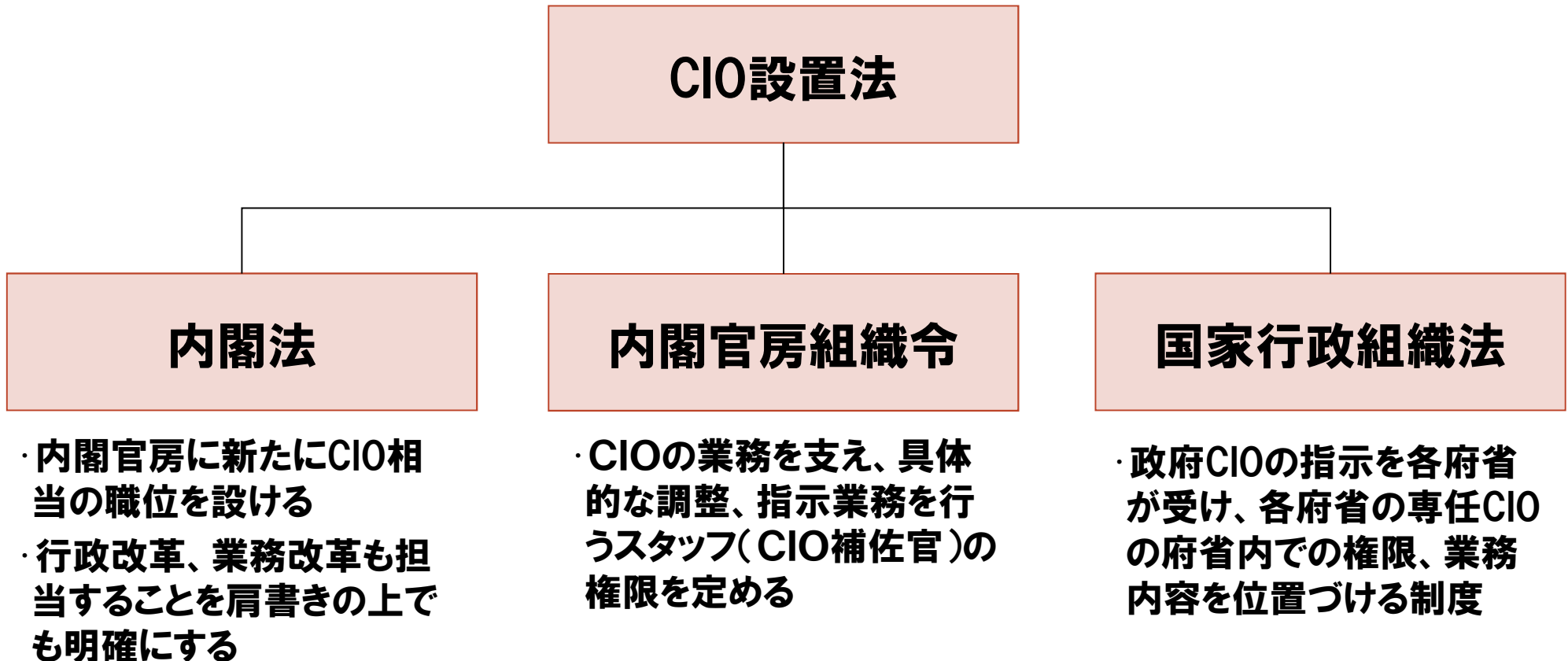
技術政策、戦略
の元締め

特に情報システムを中心に技術標準や調達など政府の技術関連の政策を幅広く監督、監視する役割

➡ 以降、「たたき台」として皆様からのご意見、ご指導を期待

CIO法(試案)・・・構成

大きく3つの既存法制度の見直しで構成される



➡ なお、これらの見直しが周辺の既存法制度に波及する影響は大きく、仮に見直すとなれば大規模な可能性もある(例:予算権限)

CIO法(試案)・・・内閣法の改正

内閣官房に新たにCIO相当の職位を設けるもの。

なお、内閣法には同等の職位として、「内閣危機管理監」「内閣官房副長官補」「内閣広報官」「内閣情報官」「内閣総理大臣補佐官」「秘書官」等が設けられている。

第※条(※新設) 内閣官房に、「行政改革・情報通信技術管理監(仮称)」一人および「行政改革・情報通信技術管理監補佐」※人(注:複数名)を置く。

2 行政改革・情報通信技術管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち行政改革及び、政府全般における情報通信技術に関するものを統理する。

3 行政改革・情報通信技術管理監補佐は、行政改革・情報通信技術管理監を助け、各府省への行政改革・情報通信技術管理に関する指示を行なう。

CIO法(試案)・・・内閣法の改正

4 行政改革・情報通信技術管理監及び行政改革・情報通信技術管理監補佐の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。

5 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、行政改革・情報通信技術管理監及び行政改革・情報通信技術管理監補佐の服務について準用する。

6 行政改革・情報通信技術管理監及び行政改革・情報通信技術管理監補佐は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない

CIO法(試案)・・・内閣官房組織令の改正

CIOのスタッフ部門の権限は政令で明記する。

現在の内閣官房IT担当室の設置は(おそらく)、IT基本法第32条で、「(IT戦略)本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。」となっているのを受けて、副長官補のサポートを行なっているに過ぎず、明確な権限が与えられていないことから、組織令で権限等を補強することが望ましい

第1条 内閣官房に、次の四室を置く。

内閣総務官室

内閣広報室

内閣情報調査室

内閣行政改革、情報通信技術担当室 (※新設)

CIO法(試案)・・・内閣官房組織令の改正

(内閣行政改革、情報通信技術担当室) ※新設

第二条 内閣行政改革、情報通信技術担当室においては、次の事務をつかさどる。

一 内閣の行政改革及び情報通信技術に関する基本的な方針に関する企画及び立案(政府及び地方自治体間の技術標準の決定及び調整を含む)

二 内閣の行政改革及び情報通信技術に関する予算、制度、調達に関する総合調整

2 前項に定めるもののほか、内閣行政改革、情報通信技術担当室は、行政改革・情報通信技術管理監が内閣法第※法第※項に規定する行政改革、情報通信技術に関することを処理することについて、これを補佐する。

3 行政改革・情報通信技術管理監は、内閣行政改革、情報通信技術担当室の事務を掌理する。

CIO法(試案)・・・国家行政組織法の改正

いわば、政府CIO(行政改革・情報通信技術管理監)の指示を各府省が受けた上で、各府省の専任CIOの府省内での権限、業務内容を位置づける制度といえる。

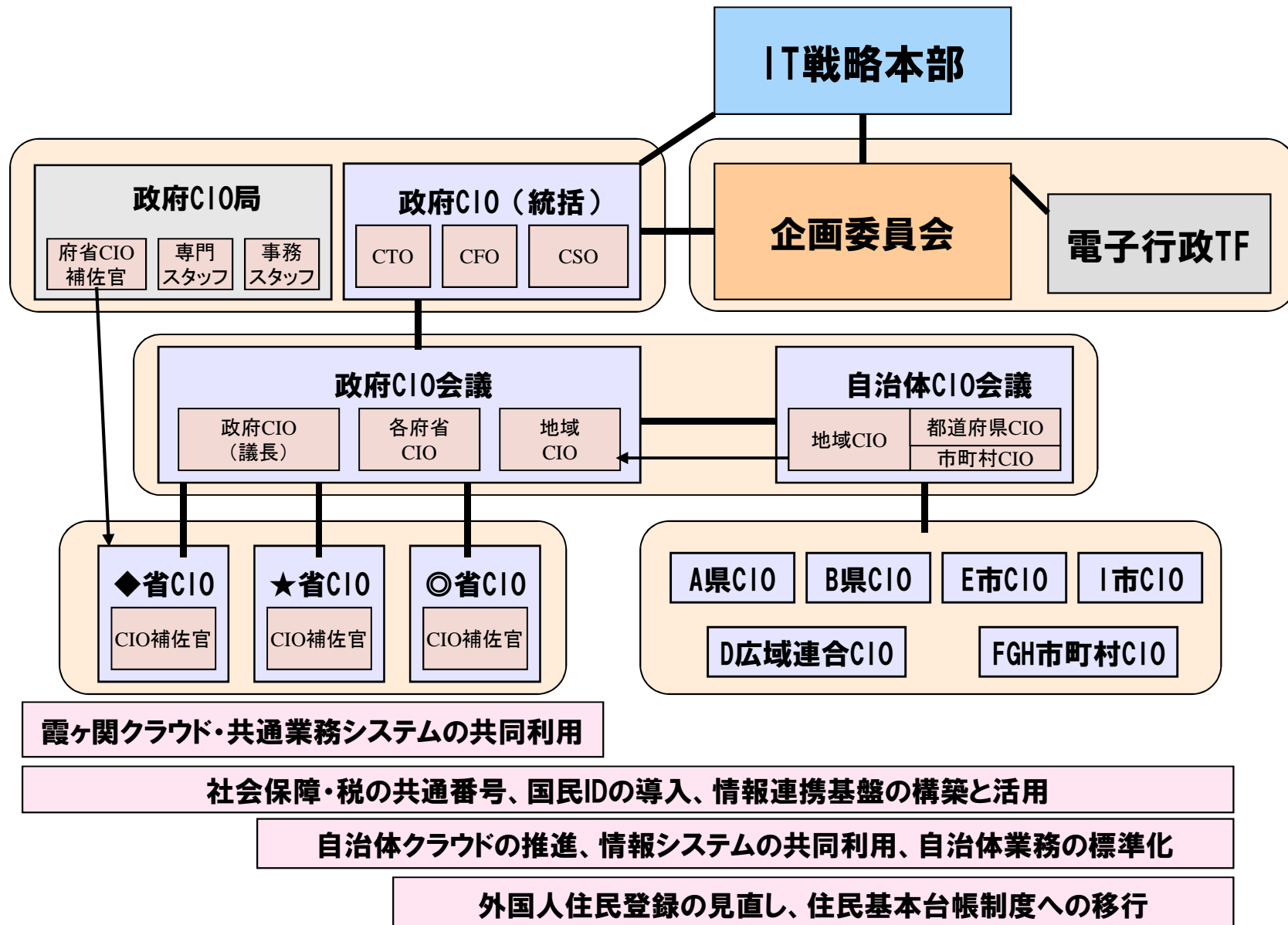
※現在の府省CIOは、2002年9月の「各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議について」(IT戦略本部長決定)で、CIO連絡会議の構成員として、局長クラスがリストアップされているのみであり、なんら権限や業務内容は明確ではない。

国家行政組織法

第※条(新設) 各省には、情報化統括責任者(CIO)一人をおく

2 情報化統括責任者は、その省の長である大臣を助けるとともに、行政改革・情報通信技術管理監及び行政改革・情報通信技術管理監補佐の命を受け、省の政策のうち情報通信技術の活用に関する立案、制度、予算を統括する

政府CIOを核とした電子政府の推進体制の実現



CIO法の実現・・・スケジュール

スケジュールについては、政治判断で、いろいろなオプションが考えられる。今後の政府及び政治判断次第だが、法案化にいたる関係者、組織調整が一番のハードルと思われる

関係者調整

府省間の縦割り文化、予算権限等一部は既存制度と異なることがあるため、関係組織間の調整が一番難題と思われる

最大のハードル！

国会提出法案内容 確定

議員立法か、政府立法かでスケジュールは異なってくる。議員立法とする場合は、2011年中(通常、臨時国会)も考えられるが、各論調整は後ろにずれ込むことも

法案審議

与野党で大きく見解の異なる案件とは思われないため、国会での議論で大きく意見が分かれることはないと思われる

法案施行

法案の成立後1年以内として特段大きな問題はなかろう(人選次第のため)

最後に

我々が目指すCIO法の実現にはいくつかのハードルが待ち構えている。しかし、そうしたハードルを解決するのは、行政の責任であるだけでなく、我々の責任でもあると認識している。

CIO法の実現へのハードル

財務省の予算編成権等既存
の予算編成フレームワーク

行政の縦割り文化

政府においてITへの
関心が低下傾向

政府においてITへの
関心が低下傾向

既存の行政の仕組みをITによって大きく見直していこうとすれば困難があるのは当然。我々電子行政研究会も、傍観者としてではなく政府とともに、新たな仕組みづくりに参画していく決意